

浜松城公園（元城地区）活用事業 基本協定書（案）

令和8年12月●日

目次

第1章 総則	1
第1条 (目的)	1
第2条 (事業区域と内容)	1
第3条 (事業期間)	1
第4条 (協定期間)	2
第5条 (工事工程)	2
第6条 (事業区域内の公園施設の開館日及び利用時間)	2
第7条 (財産等)	2
第8条 (公租公課)	2
第2章 許可の取得	2
第9条 (都市公園法に基づく許可の取得)	3
第10条 (その他の法令に基づく許可の取得)	3
第3章 運営事業者の責務と行為の制限等	3
第11条 (乙の遵守事項)	3
第12条 (文化財及び景観への配慮)	3
第13条 (事業区域の維持管理・運営等)	4
第14条 (安全対策及び事故等への対応)	5
第15条 (浜松城公園内の各施設管理者及び地域との連携)	6
第16条 (施設等用途の制限)	6
第17条 (行為の制限)	6
第18条 (私権の制限)	6
第19条 (委託の禁止等)	7
第20条 (事業の調査等)	7
第4章 公園使用料及び違約金	7
第21条 (公園使用料)	7
第22条 (違約金)	8
第5章 事業実施にあたっての負担区分等	8
第23条 (リスク分担)	8
第24条 (損害賠償等)	8
第25条 (第三者に与えた損害)	9
第26条 (地震等による損害)	9
第27条 (契約不適合)	9

第6章 事業内容の変更、中止等	9
第28条 (事業内容の変更、中止等)	9
第29条 (暴力団員及び暴力団密接関係者による不当要求を受けた場合の報告等)	9
第7章 設置管理許可の取消し等	10
第30条 (甲による設置管理許可の取消し)	10
第31条 (乙による設置管理許可取消しの申出)	10
第32条 (取消し等による損害の賠償)	11
第33条 (設置管理許可の取消し等の公表)	11
第8章 原状回復の義務	11
第34条 (原状回復の義務)	11
第9章 補則	12
第35条 (知的財産権の取扱い)	12
第36条 (秘密保持)	12
第37条 (届出義務)	13
第38条 (管轄裁判所)	13
第39条 (共同事業体の場合における特記事項)	14
第40条 (補足)	14
(別図) 浜松城公園全体、元城地区	16
(別紙) リスク分担表	17

浜松城公園（元城地区）活用事業基本協定書（案）

浜松市（以下、「甲」という。）及び〇〇〇〇（以下、「乙」という。）は、浜松城公園（元城地区）活用事業（以下、「本事業」という。）の実施にかかる必要な事項を定めるため、次のとおり協定（以下、「本協定」という。）を締結する。

第1章 総則

（目的）

第1条 本協定は、都市公園法（昭和31年法律第79号）及び浜松市都市公園条例（昭和37年浜松市条例第12号。以下、「都市公園条例」という。）並びに関係法令等の定めるところに従い、甲乙が相互に協力し、本事業を確実かつ円滑に推進するため必要な事項を定めるものとする。

（事業区域と内容）

第2条 乙は、浜松市中央区元城町に位置する浜松城公園元城地区の別図に示す事業区域（以下、「事業区域」という。注 事業区域が決定次第別図を追加する。）において、浜松城公園の魅力・利便性の向上と賑わい創出を図ることを目的として「浜松城公園（元城地区）活用事業運営事業者募集要項」（以下、「募集要項」という。）及び乙が提案した事業提案（以下、「事業提案」という。）に基づき、本協定締結後、各関係機関等との協議を経て、運営事業者として本事業を行うものとする。

2 乙は、本事業の事業内容について、都市公園法第5条第1項に基づく公園施設の設置又は管理の許可（以下、「設置管理許可」という。）の申請時までには第13条第4項に定める内容を「事業計画書」として甲に提出しなければならない。

3 乙は、法令のほか、本協定・設置管理許可、募集要項、事業提案及び事業計画（以下これらを「本協定等」という。）に従って本事業を遂行するものとし、本協定・設置管理許可、募集要項、事業提案及び事業計画の間に齟齬がある場合、本協定・設置管理許可、事業計画、募集要項及び事業提案の順にその解釈が優先するものとする。

（事業期間）

第3条 本事業の実施期間（以下、「事業期間」という。）は、事業開始日（令和9年6月予定）から令和17年5月末日までとする。

2 元城地区の史跡指定の進捗状況等により事業期間を延長する場合、甲乙の協議の上事業期間の延長を決定する。

3 第1項の規定にかかわらず、次に定める場合の事業期間の終了日は、甲が定め、別途乙に通知するものとする。

(1) 乙に対する設置管理許可が取り消された場合

(2) 乙が本事業を途中で中止する場合

(3) 甲が公園施設を休止するとき又は本事業の継続が適当でないと認めるとき。

(協定期間)

第4条 本協定等の有効期間（以下、「協定期間」という。）は、本協定締結の日から事業期間の終了日までとする。

(工事工程)

第5条 甲は旧大河ドラマ館等について、建築基準法（昭和25年法律第201号）及び浜松市景観条例（平成20年浜松市条例第89号）に適合するための最低限の改修を実施する。

2 乙は、本協定締結の日から速やかに施設の整備等にかかる手続き等を行い、工事着手前までに、工事着手日及び工事完成日等を定めた工事工程を、書面により甲へ提出し、甲の承諾を得なければならない。

3 乙は、前項の工事工程に基づき、工事等に着手し、事業開始日より事業等を開始するよう努める。

4 乙は、やむを得ない事情により、第1項の規定により甲の承諾を受けた工事工程表において指定する各期日の変更を必要とする場合は、事前に理由を付して、書面により甲に申請し、甲の承諾を得なければならない。

(事業区域内の公園施設の開館日及び利用時間)

第6条 乙は、事業区域内において自ら整備・運営する公園施設の開館日及び利用時間を定め、事前に書面により本市に申請し、本市の承諾を得るものとする。

2 乙は、前項の開館日及び利用時間を変更しようとする場合、事前に書面をもって甲に申請し、甲の承諾を得るものとする。

(財産等)

第7条 第2条第1項で定める事業のうち、乙が主体となって設置又は改修する事業区域内の公園施設のすべての工事費用及びこれにかかる手数料等一切の経費は乙が負担する。

2 乙が、本事業に付帯する工作物、植栽等を設置し、維持管理・運営する場合は、その財産権は乙に帰属する。

3 乙は、事業区域内の公園施設を維持管理・運営するにあたり、これにかかる一切の費用は、建物の中に収容される家財や業務に使用される設備及び什器を含めて、乙が負担する。

(公租公課)

第8条 財産権が乙に帰属する事業区域内の公園施設に課される公租公課は、乙の負担とする。

第2章 許可の取得

(都市公園法に基づく許可の取得)

第9条 乙は本協定締結後、甲に対し速やかに設置管理許可を申請し、その許可を受けなければならない。

2 乙は事業区域内の公園施設の設置又は改修に伴い公園区域を占用する場合は、実施に先立ち、甲に対し占用許可を申請し、その許可等を受けなければならない。

(その他の法令に基づく許可の取得)

第10条 乙は、前条に定める手続きのほか、その他の法令等に基づき、関係機関等との協議を行い、事業の実施に必要な手続き並びに許可の取得を行うものとする。なお、これにかかる一切の費用は乙が負うものとする。

第3章 運営事業者の責務と行為の制限等

(乙の遵守事項)

第11条 乙は、協定期間中、本事業を確実に実行し、善良な管理者としての注意をもって第2条1項で定める事業区域を良好に管理しなければならない。

2 乙は、設置管理許可等の許可条件を遵守し、事業区域の安全確保に努めるとともに、事業区域内の公園施設の適正な管理運営を行わなければならない。

3 乙は、本協定等及び設置管理許可に基づく権利義務の全部又は一部について、第三者に譲渡し、承継させ、又はその権利を担保に供することはできない。ただし、事前に書面により甲に申請し、承諾を得た場合はこの限りではない。

4 乙は、合併、会社分割等により法人格の変動が生じる場合、書面により速やかに甲に通知しなければならない。

5 乙は、本事業の実施に当たり、労働基準法（昭和22年法律第49号）、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）その他関係法令の規定を遵守しなければならない。

6 乙は、次の事項を記載した「事業報告書」を会計年度ごとに作成して、毎会計年度終了後20日以内に提出しなければならない。

(1) 本事業の実施状況

(2) 本事業にかかる施設の利用状況（利用者数など）

(3) 本事業に係る経費等の収支状況

(4) その他本事業の実施状況を把握するための必要な項目として甲乙合意した事項（事業効果など）

(文化財及び景観への配慮)

第12条 乙は、事業区域内において掘削・杭の打設や重量物の設置等の地中に影響を与える行為（与える恐れのある行為を含む）を検討する場合は、その程度によらず、事前に甲との協議を行い、承諾を得なければならない。

2 乙は、事業区域内の公園施設の外観・景観に配慮し、甲の定める基準に従わなければな

らない。

(事業区域の維持管理・運営等)

第13条 甲乙は、浜松城公園の美観維持について協力するものとする。

2 乙は、その責任と費用負担に基づき、自ら事業区域の清掃、巡回、点検、警備、維持管理及び修繕を行う。また、事業区域内における放置自転車・不正使用の防止に努めることとする。

3 事業区域を除く浜松城公園内における清掃、警備、維持管理及び修繕については、甲の責任と費用負担に基づき、甲が行う。

4 乙は、事業区域及び事業区域内の公園施設について、甲と協議の上、設置管理許可の申請（更新の申請を含む）の時までに次の項目を記載した「事業計画書」を作成し、甲へ提出しなければならない。この場合において、事業計画書の内容は、原則として、事業提案の内容を上回るものでなければならない。

(1) 事業・施設等の運営計画

ア 運営方針

イ 運営形態

ウ 事業に係る経費等の収支計画

エ 公園内施設との連携の実施工程及び実施プログラム

オ 地域との連携に関する方針及び体制並びに乙が主体となり実施する事業

カ Wi-Fi 環境整備計画

キ 安全対策（防災計画、防犯等）

ク 環境対策（騒音、振動対策等）

ケ 違法駐車、違法駐輪対策

コ 公園利用者数及び満足度の把握方法

(2) 事業区域及び事業区域内の公園施設の維持管理計画

ア 維持管理方針

イ 樹木、草花等植物育成管理

ウ 清掃、刈草など美観の保持

エ 設備等保守点検

オ 巡視、点検

カ 警備、巡回（不法・迷惑行為・苦情要望への対応等）

キ 安全対策（防災計画・防犯等）

ク 事業区域内の利用調整に関する連絡調整体制

(3) イベントの企画、実施

ア 企画、運営方針

イ 運営形態、体制（甲又は第三者によるイベントとの調整業務を含む）

ウ 実施工程及び実施プログラム

エ 誘致イベント（イベント概要・効果等）

- オ 安全対策（防災・防犯等）
- カ 環境対策（騒音・振動対策等）
- (4) プロモーション活動（広報・宣伝）
 - ア プロモーション活動方針
 - イ プロモーション活動形態、体制
- (5) 緊急時の体制及び対応
- (6) 職員配置計画
- (7) 配置する職員に対する研修計画
- (8) その他、良好な管理運営に関すること
- (9) その他、事業実施及び評価等に必要であると認められる事項
- 5 事業区域及び事業区域内の公園施設の管理運営に必要な協議調整等は、乙が行うものとする。
- 6 乙は、事業区域内において、公園利用者が公平かつ平等に事業区域内の公園施設を利用できるよう十分に配慮するものとする。
- 7 乙は、行政判断を伴う事務（災害対応等）については、事前に甲と協議の上、その指示に可能な限り従うこととする。ただし、緊急に判断を必要とする場合、この限りではない。
- 8 乙は、浜松城公園で開催される甲が開催するイベント及び各種イベント等（乙以外の第三者が実施するイベント等を含む）に可能な限り協力するものとする。なお、事業区域内においても、事業に支障がない範囲で、協力するものとする。
- 9 乙は、事業区域内でのイベント等実施にあたり、甲から求めがあった場合は詳細を記載した「実施計画書」を提出し、甲の指示に従うものとする。
- 10 乙は、旧オフィス棟北西のトイレにおいて、原則、事業区域内の公園施設の利用時間内に開放し、利用時間外は施錠をするものとする。

（安全対策及び事故等への対応）

- 第14条 乙は、本事業の実施にあたり事故、災害等に対応するための体制を整備し、その体制について書面により甲に報告しなければならない。
- 2 乙は、浜松城公園におけるイベント開催時など来訪者の混雑が予想される場合の安全対策及び事故等への対応について、甲及び関係者と協力してその対応にあたるものとする。
 - 3 乙は、事業区域内でのイベント等実施にあたり、浜松城公園の駐車場の混雑が予想される場合、警備員等を設置し来訪者の誘導及び交通整理を行うものとする。
 - 4 本事業の実施中に事故が発生した場合、乙は、当該事故発生 の 帰責の如何にかかわらず、ただちに利用者の安全を確保するとともに、事故拡大の防止策を講じるなど、適切で速やかな対応を行い、その経過を甲に報告し、甲の指示に従うものとする。
 - 5 甲は、事故、災害等の緊急事態が発生した場合、緊急事態に対応するため、乙に対し、業務の一部又は全部の停止を命じることができる。

(浜松城公園内の各施設管理者及び地域との連携)

第15条 乙は、浜松城公園内にある各施設管理者等との調整会議等に参加し、各施設間の連絡調整を密にするとともに、乙の事業区域を含めた周辺施設等の良好な管理運営に、主体的に取り組むものとする。

2 乙は、甲と連携し、本事業の実施にあたって地域との連携協力を積極的に進めるものとする。

(施設等用途の制限)

第16条 乙は、次に定める施設を設置することはできない。

- (1) 政治的又は宗教的用途に使用する施設
- (2) 風俗営業法等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条1項に規定する風俗営業、同条5項に規定する性風俗関連特殊営業及びこれに類似する業の用途に使用する施設
- (3) 青少年等に有害な影響を与える物販、サービス提供等の用途に使用する施設
- (4) 騒音や悪臭など、著しく周辺環境を損なうことが予想される用途に使用する施設
- (5) 上記のほか、甲が公園利用との関連性が低く、都市公園法に規定する「公園施設」とみなすことができないと判断する施設

(行為の制限)

第17条 乙は、事業区域において、次に定める行為を行い又は第三者に指示若しくは承諾して、これを行わせることはできない。

- (1) 政治的又は宗教的な用途で、勧誘活動及び公園利用者が対象となることが予想される普及宣伝活動等
- (2) 風俗営業法等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条1項に規定する風俗営業、同条5項に規定する性風俗関連特殊営業及びこれに類似する業
- (3) 甲の承諾を受けないで行う営利を目的とした物品販売(4) 青少年等に有害な影響を与える物販、サービス提供等
- (4) 騒音や悪臭など、著しく周辺環境を損なうことが予想される行為
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条2号に規定する団体(以下、「暴力団」という。)及びその利益となる活動を行う者、浜松市暴力団排除条例(平成24年条例第81号)第2条3号及び4号に規定する暴力団員及び暴力団員等の活動
- (6) 上記のほか、甲が公園利用との関連性が低く、必要とみなすことができないと判断する行為

(私権の制限)

第18条 乙は、本協定等に基づく権利並びに設置許可等の権利について、第三者に譲渡若しくは転貸すること、又は担保に供することはできない。

- 2 乙は、事業区域内の公園施設について抵当権その他の権利を設定し、第三者に譲渡若しくは移転等すること、又は担保に供することはできない。
- 3 乙は、事業区域の敷地について、借地権その他のいかなる権利も主張できない。
- 4 乙は、事業区域の敷地を第三者に占有させる等、甲の権利を侵害し、又は侵害する恐れのある一切の行為をしてはならない。

(委託の禁止等)

第19条 乙は、本事業の全部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。

- 2 乙は、本事業の一部（運営管理、運営方針の決定等、事業の主たる部分を除く）を第三者に委託する場合は、事前に書面をもって甲に申請し、甲の承諾を得なければならない。
- 3 乙は、前項の規定により委託を行う場合、当該委託先に本協定等の規定、設置管理許可等の条件及びその他関係法令等を遵守させなければならない。
- 4 乙は、委託先が次の各号に掲げる事項に該当することを知った場合には、直ちに甲に報告し、その指示に従い、必要な措置をとらなければならない。
 - (1) 都市公園条例第5条各号に掲げる行為をした場合
 - (2) 地方自治法施行令第167条の4第1項各号又は第2項各号に該当する場合
 - (3) 浜松市工事請負契約等に係る入札参加停止等措置要綱、又は浜松市物品の購入等に係る入札参加停止等措置要綱に基づく参加停止措置を受けている場合
 - (4) 委託先の役員等が暴力団員に不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条6号に規定する暴力団員又は浜松市暴力団排除条例第2条4号に規定する暴力団員等に該当する場合
 - (5) 経営状況が著しく不健全であると認められる者である場合（会社更生法に基づく更生手続き開始の決定又は民事再生法に基づく再生手続き開始の決定を受けたものを除く）
 - (6) 直近3年間、法人税、消費税、地方消費税及び本店所在地の市町村民税（東京都の場合は都民税）の滞納がある場合

(事業の調査等)

第20条 甲は事業区域の管理運営上必要と認める場合、本事業の状況について自ら調査を行い、又は乙に報告を求めることができる。甲が調査を行う場合には、乙は協力しなければならない。

- 2 甲は、前項の調査又は報告により、本事業が適切に実施されていないと客観的かつ合理的に認められる場合、乙に対し聴取の上、その改善を指示することができる。
- 3 乙は、甲から前項の指示を受けた場合、その指示に従わなければならない。

第4章 公園使用料及び違約金

(公園使用料)

第21条 乙は、都市公園条例の規定に基づき、甲が指定する期日までに当該年度分の公園使用料を甲に支払うものとする。

2 前項にかかわらず、都市公園条例の改正により、甲は、公園使用料の単価を改定することができる。

3 前項により公園使用料の単価を改定する場合、甲は乙に対して事前に書面により通知する。

4 甲の承諾なく、甲が指定する期日までに、公園使用料の支払いに遅延があった場合は、甲はこれを甲乙間の信頼関係が失われた事由とすることができる。

(違約金)

第22条 乙は、次の各号のいずれかに該当する場合は、これに該当するごとに、公園使用料（年額）の100分の10に相当する額の違約金を甲が指定する期日までに甲へ支払うものとする。

(1) 甲の承諾なく、第3条に定める事業期間を超えて事業を行った場合

(2) 甲の承諾なく、第34条第1項に定める原状回復の義務を果たさなかった場合

(3) 乙が第18条に定める私権の制限に反した場合

(4) 甲の承諾なく、甲が指定する期日までに、第21条に定める公園使用料を甲に納入しなかった場合

(5) 甲が第30条第1項又は第31条第1項の規定により、設置管理許可を取り消した場合

(6) その他、乙が本協定等に定める事項に違反し、甲が書面により行った是正勧告の期日までに違反事項の是正がなされなかった場合

第5章 事業実施にあたっての負担区分等

(リスク分担)

第23条 協定期間中にかかる甲乙のリスク分担は別紙のとおりとする。ただし、別紙に定めるもの以外の事項については甲乙協議し合意により決定する。

2 甲の管理運営業務等に伴い本事業について休館等のリスクが発生する場合、甲はあらかじめ乙に協議を申し入れるものとし、具体的な対応については甲乙協議し合意により対応を決定する。

(損害賠償等)

第24条 乙は、故意又は過失により甲が設置した旧大河ドラマ館等又は公園施設を損傷し、又は滅失したときは、それによって生じた損害を甲に賠償しなければならない。

2 甲の責めに帰すべき事由により乙が損害を被った場合、甲は当該損害を賠償しなければならない。

(第三者に与えた損害)

第25条 乙は、本事業の実施に伴い、第三者と紛争が生じ、又は第三者に損害を与えた場合、乙の責任と費用負担において、その紛争を解決し、又はその損害を賠償しなければならない。

(地震等による損害)

第26条 甲乙は、地震、火災、風水害、盗難及びその他自らの責に帰すことのできない事由によって相手方が被った損害については、賠償する責を負わない。

(契約不適合)

第27条 乙は、本協定締結後、事業区域内で契約内容に適合しない状態にあること（以下「契約不適合」という。）を発見しても、それが乙の供した材料の性質または乙の与えた指図によって生じたものであるときは、甲に対し公園使用料の減免及び損害賠償等の請求をすることができない。

2 前項の規定による契約不適合の修補又は損害賠償の請求は、設置管理許可日から2年以内に行わなければならない。ただし、甲が当該契約不適合を知っていた場合、又は、当該契約不適合が、甲の故意若しくは重大な過失により生じた場合には、請求を行うことのできる期間は設置管理許可日から10年以内とする。

第6章 事業内容の変更、中止等

(事業内容の変更、中止等)

第28条 社会経済情勢の変化、再投資の有利性又はその他の事由により、第2条第2項で定めた事業計画書に基づく事業の実施内容を変更する必要がある場合は、乙は相当期間を設けて甲と協議を行った上で、事前に書面により甲に申請し、甲の承諾を得て、事業の内容を変更することができる。

2 甲は、乙が本協定等、設置許可等の条件又はその他関係法令等に違反するなど、必要と認める場合、本事業の内容変更又は一時中止を指示することができる。

(暴力団員及び暴力団密接関係者による不当要求を受けた場合の報告等)

第29条 乙は、本事業の実施に当たり、暴力団員又は暴力団員等から妨害又は不当要求を受けた場合、速やかに甲に報告するとともに、警察への届出を行わなければならない。

2 乙は、本事業に関して下請負又は受託させた者（以下、「下請負人等」という。）が暴力団員又は暴力団員等から妨害及び不当要求を受けた場合、速やかに甲に報告するとともに、下請負人等に対し警察への届出を行うよう指導しなければならない。

3 乙は、前2項の規定により報告を受けた甲の調査及び届出を受けた警察の捜査に協力しなければならない。

第7章 設置管理許可の取消し等

(甲による設置管理許可の取消し)

第30条 甲は、次の各号に掲げるいずれかの事由がある場合は、甲が乙にした設置管理許可を取消し、又は期間を定めて本事業の全部又は一部の停止を命じることができるものとする。

- (1) 乙に、本協定等、設置管理許可の許可条件その他関係法令等に違反する行為があった場合
- (2) 乙が都市公園法第27条第1項各号のいずれかに該当した場合
- (3) 乙の事業区域の事業等の開始時期が乙の都合により、事業計画書に示したスケジュールから著しく遅延する等、円滑な事業実施が困難と客観的に判断される場合
- (4) 甲乙間の信頼関係が失われた場合など、本協定等を継続しがたい重大な事由が生じたと客観的に判断される場合
- (5) 乙が、銀行取引停止処分を受け、又は破産、民事再生、会社整理又は会社更生手続きの申立てを受け、若しくはこれらの申立てをした場合
- (6) 乙が、財産上の信用悪化に基づき仮差押、仮処分、強制執行又は競売の申立てを受け、若しくは公租公課の滞納処分を受けた場合
- (7) 乙が、監督官庁により営業取消又は停止等の処分を受け、若しくは自ら営業等を休止又は停止した場合
- (8) 乙が、暴力団員又は暴力団員等に該当する場合

2 前項の規定により設置管理許可を取り消され、又は期間を定めて本事業の全部又は一部の停止を命じられた場合において、乙に損害・損失や増加費用が生じても、甲はその賠償の責めを負わない。

3 第1項の規定により設置管理許可を取り消され、又は期間を定めて本事業の全部又は一部の停止を命じられた場合であっても、乙は甲に対し既納の公園使用料の還付を求めることはできない。

4 第1項の規定により設置管理許可が取り消された場合において、甲は乙に対し設置管理許可取消しの日から第3条に定める事業期間満了の日までの公園使用料相当額を損害金として請求することができる。

5 甲が都市公園法第27条第2項に基づき設置管理許可を取り消し、又は期間を定めて本事業の全部又は一部の停止を命じた場合においては、甲は既納の公園使用料の一部又は全部を乙に還付するものとする。

(乙による設置管理許可取消しの申出)

第31条 乙は、経営状況など乙の責めに帰すべき事由により、本事業の継続が困難と判断される場合、甲に対して設置管理許可の取消しを申し出ることができるものとする。この場合において、甲は乙の申出に理由があると認めた場合に限り、設置管理許可を取り消すものとする。

- 2 前項の申出は、設置管理許可の取消しを求める日の6月前までに甲に対し書面より行わなければならない。
- 3 第1項の規定により設置管理許可を取り消された場合において、乙に損害・損失や増加費用が生じて、甲はその賠償の責めを負わない。
- 4 第1項の規定により設置管理許可を取り消された場合であっても、乙は甲に対し既納の公園使用料の還付を求めることはできない。
- 5 第1項の規定により設置管理許可が取り消された場合において、甲は乙に対し設置管理許可取消の日から第3条に定める事業期間満了の日までの公園使用料相当額を損害金として請求することができる。

(取消し等による損害の賠償)

第32条 乙は第22条の規定による違約金によって、第30条第1項の規定による設置管理許可の取消し若しくは本事業の全部又は一部停止又は第31条第1項の規定による設置管理許可の取消しにより市に与えた損害（甲が第30条第4項又は第31条第5項に基づく請求を行う場合において、当該請求の金額が市に与えた損害を上回るときは当該請求の金額）を補てんすることができないときは、その不足額に相当する金額を賠償しなければならない。

(設置管理許可の取消し等の公表)

- 第33条 甲は、第28条2項に基づき本事業の内容変更若しくは一時中止を指示した場合又は第30条第1項に基づき設置管理許可を取り消し若しくは本事業の全部又は一部の停止を命じた場合若しくは第31条1項に基づき設置管理許可を取り消した場合において、乙の商号、名称、所在地、変更等の理由及び理由を公表できる。
- 2 前項の場合において、乙が第30条1項8号に該当するときは、その具体的内容を公表するものとする。

第8章 原状回復の義務

(原状回復の義務)

- 第34条 乙は、事業期間の満了日又は設置管理許可の取消しの日までに、乙が設置した設備・遊具等を撤去し、その他事業区域内の公園施設を原状回復した上、甲の立会いのもと、甲に返還しなければならない。ただし、事業期間の満了日又は設置管理許可の取消しの日までに、本事業の終了後に新たに事業を実施する運営事業者（以下、「新たな運営事業者」という。）と乙との間で、事業区域内の公園施設や権利の譲渡が確実になされることが見込まれ、かつこれらの譲渡について甲が事前に同意した場合は、この限りではない。
- 2 前項の規定による原状回復にかかる費用は、乙が負担する。
 - 3 乙が、第1項の規定により原状回復する場合、乙はその内容や方法等について、事前に書面により甲に申請し、甲の承諾を得なければならない。

- 4 乙が第1項の規定による原状回復を行わない場合、甲は代わりにこれを行い、乙に費用を請求することができる。
- 5 前項により、乙が損害を受けることがあっても、甲は、その賠償の責を負わないものとする。
- 6 乙は、第1項の規定により本事業の終了後に新たな運営事業者に対し、施設等や権利を譲渡した場合、新たな運営事業者が事業に着手するまでに、文書等にて誠実に引継ぎを行わなければならない。

第9章 補則

(知的財産権の取扱い)

第35条 甲は、本協定において、以下の事項について乙に対し保証する。また、甲が故意又は過失により以下各号に違反し、乙に損害が生じたときは、甲は、その損害を賠償するものとする。

- (1) 看板・設備関係を含む事業区域内の公園施設の内装及び外装（以下、「本件内外装」という。）に関わるデザイン、仕様書、設計図、マーク、ロゴ、サイン、色使い等の使用权、著作権、肖像権等一切の知的財産権に関するあらゆる権利（以下、「知的財産権」という。）は乙のみに専属し、協定期間中はもとより協定期間終了後においても、乙の知的財産権及び本件内外装を、自ら使用し又は第三者に指示又は承諾をして使用させないこと。
- (2) 有償無償に関わらず、協定期間中はもとより協定期間終了後においても、本件内外装に関する知的財産権を本事業以外の目的のために自ら使用し、第三者に使用させ、又は、第三者に指示又は承諾をしてこれを複写、又は写真、ビデオ撮影、計測等をさせないこと。
- (3) 乙が、甲に対し、知的財産権に関する清刷り等の印刷物やロゴデータ等（以下、「権利物等」という。）を貸与又は使用許諾した場合、甲は、乙が事前に承諾した範囲、用途でのみ権利物等を使用し、また、具体的な使用態様については乙の事前の確認を必要とするものとする。
- (4) 甲は、善良なる管理者の注意義務をもって権利物等を管理しなければならないものとする。また、甲は協定期間終了後、直ちに権利物等を全て乙に返還するものとし、また、協定期間中であっても、乙から要求を受けた場合は直ちに権利物等を返還するものとする。
- (5) 甲は、権利物等を取扱う業務の遂行に際し外部業者等の第三者を使用する場合、権利物等の取扱い方法及び本条の内容を当該第三者に周知、徹底しなければならないものとする。

(秘密保持)

第36条 甲乙は、相手方から開示を受けた書面その他の有体物による情報、口頭による情

報、その他一切の情報（営業状況・売上高・取扱情報・販売商品に関するノウハウ・知的所有権に関する情報等を含みこれに限らない）及び浜松市情報公開条例（平成 13 年浜松市条例第 32 号）第 7 条に規定する非公開情報が秘密情報に該当するものであることを確認する。ただし、以下の情報については、秘密情報に該当しないものとする。

- (1) 開示時に既に公知・公用の情報
 - (2) 開示後に自己の責任によらず公知となった情報
 - (3) 開示時に既に守秘義務を負担することなく知得していた情報
 - (4) 法令により開示することが義務付けられた情報
 - (5) 裁判所又は行政庁の強制力ある命令に基づき開示することが義務付けられた情報
 - (6) 開示された情報とは無関係に独自に開発、創造した情報
- 2 甲乙は、秘密情報を、善良なる管理者としての注意をもって取り扱うものとする。
- 3 甲乙は、協定期間及び本協定期間終了後において、相手方の事前の書面による承諾がない限り、秘密情報を、第三者へ漏洩もしくは開示し、自らこれを使用し、又は、複製しないものとする。
- 4 甲乙が、故意又は過失により第 1 項乃至第 3 項に違反し、相手方に損害が生じたときは、当該甲又は乙は、その損害を賠償するものとする。ただし、相手方に生じた間接損害、特別損害又は逸失利益については、甲乙は責任を負わないものとする。

（届出義務）

第 37 条 乙は、次の各号のいずれかに掲げる事由が生じた場合、直ちに書面により甲に届出なければならない。

- (1) 乙の代表者、本店所在地、商号及び名称を変更した場合
- (2) 乙が共同事業体である場合において、代表法人及び構成員に変更がある場合
- (3) 乙が銀行取引停止処分を受け、又は破産、民事再生、会社整理若しくは会社更生手続きの申立てを受け、若しくはこれらの申立てをした場合
- (4) 乙が財産上の信用悪化に基づき仮差押、仮処分、強制執行若しくは競売の申立てを受け、又は公租公課の滞納処分を受けた場合
- (5) 乙が、本事業において販売した商品等の瑕疵及び欠陥により顧客等に重大な損害が生じた場合
- (6) 乙が、本事業の実施に関わり、地震、火災、風水害、盗難、その他の事由により、損害を被った場合
- (7) 事業区域内に存する公園施設又は占有物件が、本事業の実施に関わり、滅失又は毀損したことを了知した場合
- (8) 第 2 条 1 項で定める乙の事業区域の全部又は一部を第三者に占拠されたことを了知した場合

（管轄裁判所）

第 38 条 本協定等から生じる一切の法律関係に基づく非訴、訴訟、調停及びその他の法的

手続の管轄については、甲の事務所所在地を管轄する地方裁判所又は簡易裁判所を専属の管轄裁判所とする。または、適用法令は日本国内法とする。

(共同事業体の場合における特記事項)

第39条 本協定等に関する公園使用料の支払いは、代表法人が行うこととする。

2 共同事業体の構成員は、本業務を連帯して行うものとする。

(補則)

第40条 本協定等に規定のない事項又は本協定等若しくは本協定等に基づく権利義務に関し、疑義が生じた場合、甲乙は、誠意をもって協議するものとする。

2 甲乙協議の上、必要と認めた場合は、書面により本協定等の変更を行うことができる。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

令和 年 月 日

甲) 浜松市

(所在地) 浜松市中央区元城町 1 0 3 番地の 2

(代表者) 浜松市長 中野 祐介 印

乙)

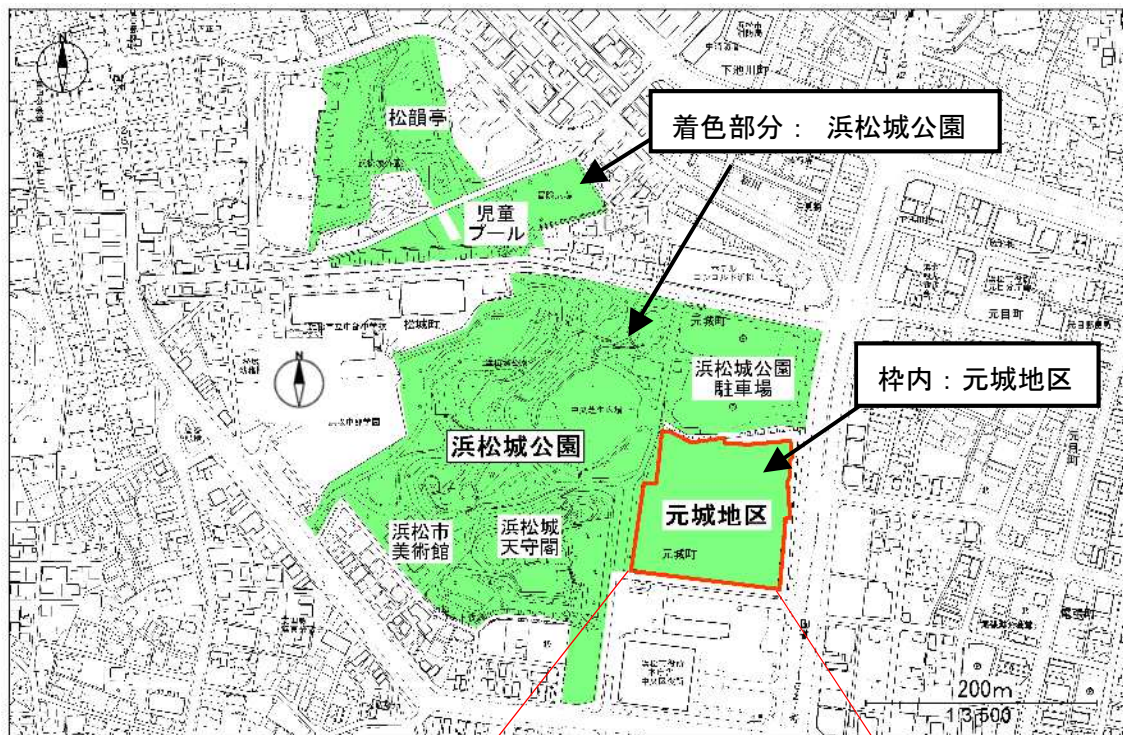
(所在地)

(代表者) 印

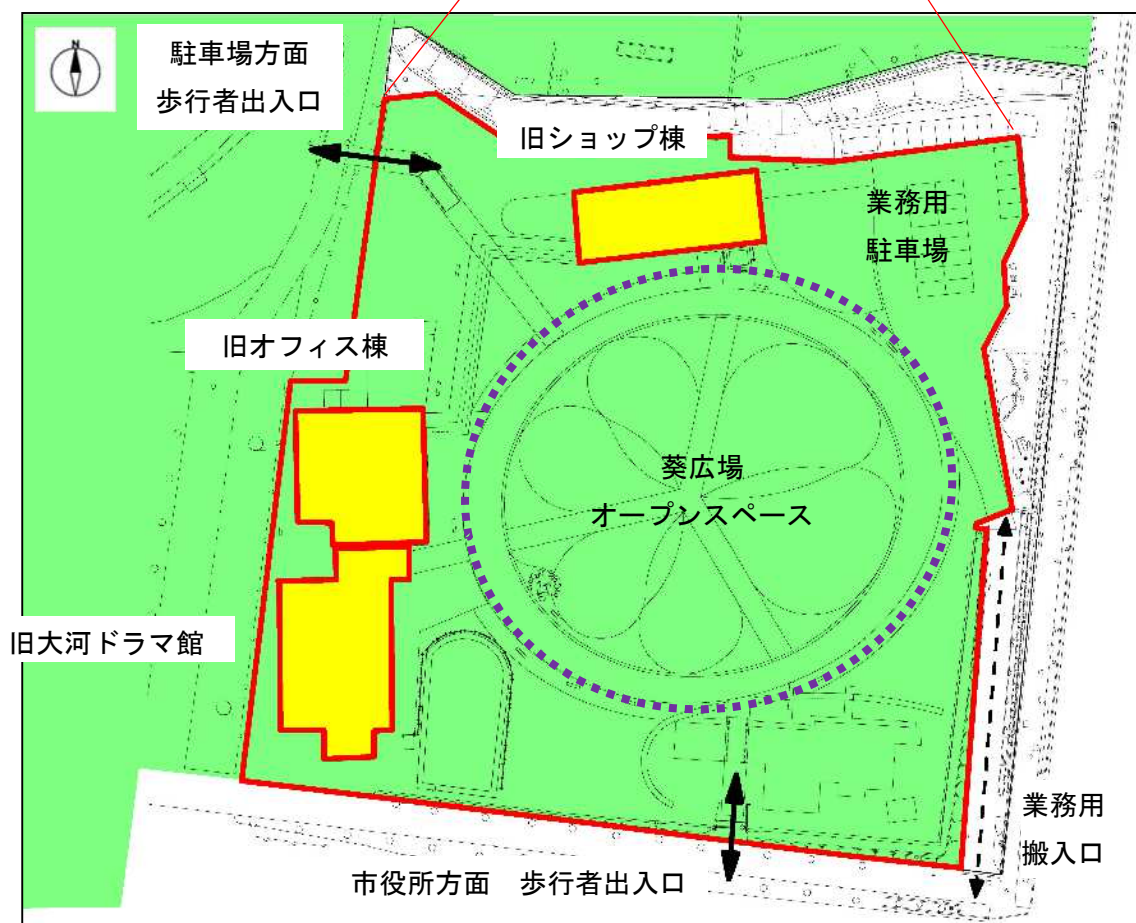
※共同事業体の場合の記載方法

運営事業者	〇〇共同事業体	
	(所在地)	
	(代表者)	印
運営事業者 1		
(代表法人)	(所在地)	
	(代表者)	印
運営事業者 2		
	(所在地)	
	(代表者)	印
運営事業者 3		
	(所在地)	
	(代表者)	印

(別図) 浜松城公園全体 ※運営事業者決定後、事業区域を決定したものへ修正します。



元城地区



(別紙) リスク分担表

段階	リスクの種類	No.	内容	負担者	
				甲	乙
共通	募集要項のリスク	1	募集要項の誤り又は内容の変更に関するもの	○	
	応募リスク	2	応募費用及び提出書類作成に関するもの		○
		3	提出書類の取扱に関するもの	○	
	資金調達リスク	4	必要な資金の確保に関するもの		○
	基本協定締結リスク	5	乙と基本協定が締結できない又は締結手続が遅延する場合	○	○
	制度関連リスク	6	法制度の新設・変更に関するもの		○
		7	許認可の遅延に関するもの（甲で取得するもの）	○	
		8	許認可の遅延に関するもの（甲で取得するもの以外）		○
		9	一般的な税制変更（新税含む）に関するもの		○
	社会リスク	10	地中障害物や土壌汚染に関するもの	○	
		11	乙が行う業務に起因する有害物質の排出、漏洩、騒音、振動、土壌汚染、大気汚染、水質汚濁、臭気に関するもの		○
		12	事業区域内において乙が設置した公園施設、施工した工事や施設運営により第三者に損害を与えた場合		○
		13	事業区域外において甲が設置した公園施設の瑕疵により第三者に損害を与えた場合	○	
	債務不履行リスク	14	乙の基本協定内容の不履行		○
		15	乙の事業放棄、破綻によるもの及び無許可での事業者変更		○
		16	乙の責により工事が完成せず設置管理許可の取消に至った場合		○
		17	甲の基本協定内容の不履行	○	
	不可抗力のリスク ※1	18	地震、火災、風水害、盗難、その他当事者の責に帰することが出来ない事由によって甲が被った被害	○	
		19	地震、火災、風水害、盗難、その他当事者の責に帰することが出来ない事由によって乙が被った被害		○
	金利リスク	20	金利の変動		○
	物価リスク	21	物価の変動		○

	事業の中止・延期リスク	22	甲の責任による遅延・中止	○	
		23	乙の責任による遅延・中止		○
		24	乙の事業放棄・破綻		○
計画段階	計画・設計リスク	25	乙の発注による工事請負契約の内容及びその変更に関するもの		○
		26	乙の実施による測量・調査に関するもの		○
		27	甲の条件提示や指示の不備・変更（乙の責に帰すべきものを除く。）によるもの	○	
		28	乙、乙が発注した施工業者等による指示、判断の不備によるもの		○
施工段階	施工リスク	29	乙により設置又は改修する公園施設のすべての工事費用及びこれにかかる経費		○
		30	乙が行う工事開始後、甲の指示（乙の責に帰すべきものを除く。）に起因する工事期間延長に伴うもの	○	
		31	上記以外の理由に起因する乙の工事期間延長に伴うもの		○
		32	乙の工事監理に関するもの		○
		33	乙が行う工事の施工不良によるもの		○
		34	乙が行う工事完了後の甲の指示（乙の責に帰すべきものを除く。）に起因する工事費の増大	○	
		35	上記以外の工事費の増大		○
		36	使用前に工事目的物や材料他、関連工事に関して生じた損傷		○
運営段階	運営リスク	37	甲の施工箇所に関する契約不適合責任	○	
		38	上記以外の事業区域内の公園施設に関する契約不適合責任		○
		39	事故・火災等による事業区域内の公園施設の損傷。施設の劣化に対して、乙が適切な維持管理業務を実施しなかったことに起因すること ※2		○
		40	第三者による、事業区域内の公園施設の損傷		○
		41	事業区域内における、利用者からの苦情及び利用者間のトラブルへの対処		○
		42	需要が当初見込みを下回ったことによる損害		○
	原状回復リスク	43	乙の責による設置管理許可の取り消しに伴う乙が設置した機械設備や器具・備品類の原状回復に関するもの		○
事業期間終了後	原状回復リスク	44	乙が設置した機械設備や器具・備品類の原状回復に関するもの		○

注 この表に定める事項で疑義がある場合又は表に定める事項以外の不測のリスクが生じた場合は、甲乙協議の上、リスク分担を決定する

※1 不可抗力のリスク

- ・公園施設等が復旧困難な被害を受けた場合は、甲は、乙に対して当該施設等に関する業務の全部の停止を命じることがあります。
- ・浜松城公園は防災機能を有する公園であることから、災害発生時には、災害対応のため、業務の一部または全部停止を命じることがあります。
- ・上記による、業務の一部又は全部の停止を命じた場合であっても、乙は甲に補償を請求することはできません。

※2 運営リスク

- ・事業区域内の公園施設、機器等の不備又は施設管理上の瑕疵等による事故への対応のため、乙はリスクに応じた保険（施設賠償保険など）に加入してください。

【その他注意事項】

- ・天災等により都市公園が使用できなくなった場合は、公園使用料の一部について還付の対象となる場合があります。
- ・浜松城公園の管理・運營業務（定期的な点検等）に伴い、業務に休業等が発生した場合等、いかなる理由においても、乙は甲に補償を請求することはできません。